

GLOBE

グローブ 2012 夏

70



(公財) 世界人権問題研究センター



京都市いきいき市民活動センター

1 内容

いきいき市民活動センターは、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既設の「市民活動総合センター」を補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設です。

また、市民活動総合センターのブランチ的な機能を有しつつも、それぞれが独立した公の施設として、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、それぞれが特色ある施設へと「進化」していく在り方を目指していきます。

2 場所

施設名	問合せ先	
京都市北いきいき市民活動センター	京都市北区紫野北花ノ坊町 18 番地	492-7320
京都市岡崎いきいき市民活動センター	京都市左京区岡崎最勝寺町 2 番地	761-4484
京都市左京東部いきいき市民活動センター	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 3 番地の 2	761-1385
京都市左京西部いきいき市民活動センター	京都市左京区田中玄京町 149 番地	791-1836
京都市中京いきいき市民活動センター	京都市中京区西ノ京新建町 3 番地	802-1301
京都市東山いきいき市民活動センター	京都市東山区花見小路通古門前上る 巽町 450 番地	541-5151
京都市下京いきいき市民活動センター	京都市下京区上之町 38 番地	371-8220
京都市吉祥院いきいき市民活動センター	京都市南区吉祥院砂ノ町 47 番地	691-7561
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町 62 番地の 2	691-9098
京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽山ノ本町 60 番地	672-3521
京都市久世いきいき市民活動センター	京都市南区久世大築町 54 番地の 1	921-0030
京都市醍醐いきいき市民活動センター	京都市伏見区醍醐外山街道町 21 番地の 21	571-0035
京都市伏見いきいき市民活動センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町 6 番地の 2	646-4274

3 休所日及び開所時間

	休所日	開所時間
本館	毎週火曜日及び年末年始	10 時～ 21 時 (日曜日のみ 10 時～ 17 時)
高齢者ふれあいサロン	毎週日曜日、火曜日及び年末年始	10 時～ 16 時 30 分

※ 年末年始は、1 月 1 日～ 1 月 4 日及び 12 月 29 日～ 31 日です。

4 貸館の使用料



集会室

施設	料金
会議室、和室、音楽室	1 時間 100 円
集会室	1 時間 200 円
多目的ホール、料理室	1 時間 500 円

※ いきいき市民活動センターによって、使用できる施設は異なります。



和室

5 受付方法等

使用を希望されるいきいき市民活動センターへ来館し、使用許可申請書に必要事項を記載のうえ提出していただきます。

また、受付開始日は、使用する日の属する月の 3 箇月前の月の初日からとなります。

GLOBE

GLOBE No. 70 2012 summer…目次

	歴史随想	『古事記』の渡来伝承	上田 正昭	2
	外部寄稿	野宿者の人権 ―夜回り活動を通じて―	生田 武志	4
	外部寄稿	ボランティア人権ガイドの紹介	一坪 博美	6
	国際人権・随想	アジア諸国と人権(その三〇)	安藤 仁介	8
	研究第一部	自由権規約委員会委員長として・雑感	岩沢 雄司	10
	研究第二部	偽物の巫女、生業としての口寄せ	中野 洋平	12
	研究第三部	外国籍住民の人口統計からみる ジェンダーの問題	仲尾 宏	14
	研究第四部	自然災害とジェンダー 国連の会議から	軽部 恵子	16
	研究第五部	女性の「保護」施設を訪問して	熊本 理抄	18
	研究部の取組	研究部の取り組み	上杉 孝實	20
	事業案内	〈公益財団法人移行記念シンポジウムのご案内〉 同和問題にかかわる市民意識のいま ―自治体の調査を踏まえて―		25
	〃	2012年度 人権大学講座／ 講座・人権ゆかりの地をたずねて		26

【連載】	人権の`館、	瀬戸内市牛窓町 海遊文化館	仲尾 宏	22
	〈海外の人権紀行〉	ミャンマーの民主化と国民統合	安里和晃	28

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「エンジェル・トランペット」〈NPO 法人日本写真協会会員 笠本眞理氏提供〉

『古事記』の渡来伝承



研究センター理事長
京都大学名誉教授
上田 正昭

『古事記』の「序」によれば、『古事記』は天武天皇が国家の根本と、天皇徳化の基礎を明らかにするために、諸家の持つている「帝紀」（皇統譜を中心とする）・「旧辞」（先代旧辞・各氏族の伝承を中心とする）・「旧辞」（舎人稗田阿礼に「勅語」して「誦み習はしめ」たのにはじまる。

それをうけて元明天皇が和銅四年（七一）九月十八日、正五位勲五等の太安萬侶にその「勅語」の「帝紀」・「旧辞」を筆録せしめ、和銅五年（七二）の正月廿八日に

「献上」されたのが『古事記』三巻である。

したがって本年は『古事記』成書化から数えて意義深い千三百年となる。古事記学会ではその千三百年を記念する大会を六月十六日・十七日に奈良県新公会堂で開催し、私はその公開講演『古事記成書化の歴史的意義について』を行なった。

学界ではほとんど注意されていないが、養老四年（七二〇）五月二十一日に「奏上」された『日本書紀』三十巻と『古事記』との渡来伝承の間には、大きな違いがある。

まず第一に『古事記』では朝鮮半島からの渡来の人びとに対して、「帰化」とか「投化」などの用語は一切使っていない。「参渡来」あるいは「渡来」と表記する。ところが『日本書紀』に「帰化」の用例は12例、「化帰」が1例で、中華の人とする中国人への用例は1例もなく、その10例が高句麗・新羅・百濟・加耶の人びとであり、2例が掖玖（屋久島）人、残りの1例は「海外までも、帰化」とする抽象的用語であった。そして『日本書紀』は「投化」・「来帰」・「化来」などの用語も使っている。

そもそも「帰化」の用語は中華思想の産物であって、東夷・北狄・南蛮・西戎とよぶ夷狄の人びとが、中華の皇帝に「内帰欣化」することを意味した。したがって中国の古典には「帰化慕義」などの語がしばしばみえる。

わが国の古代法で代表的な大宝元年（七〇一）に完成し翌年から実施された「大宝令」には、「隣国」・「蕃国」の用語があり、日本の国内にも毛人（蝦夷）・肥人（熊襲）・阿麻弥人（奄美人）らの類を「夷狄」と設定していた。「大宝令」の注釈書である『古記』が明確に「隣国は大唐」、「蕃国は新羅」と書いているとおり、隣国は朝鮮半島の国ではなく、「大宝令」段階では統一新羅）、大唐とする中国であって、渤海も「蕃国」であった。

『古事記』には「蕃国」という用語はなく、日本版中華思想は全くみられない。ところが『日本書紀』では百濟から伝来した仏を「蕃神」と書き、わが国みずからを「中国」と表現するような日本版中華思想が具体化している。

『古事記』はフルコトノフミであり、漢文式和文体であって、上巻を「神代の巻」とし、中巻を神武天皇から應神天皇まで、下巻を仁徳天皇から推古天皇までとする

天皇の御世を中心にして編年体はとらない。しかも古き世を重視して、仁賢天皇以後は天皇（大王）の系譜が中心となり、わずかに継体天皇の条に筑紫の磐井の乱を簡単に書くだけである。

これに対して『日本書紀』は漢籍の表現をしばしば借用して形容し、巻第一と巻第二を「神代の巻」としながらも、巻第三以後巻第三十までを神武天皇から持統天皇までを編年体の漢文で記述し、雄略天皇以後を詳記する。外交記事もきわめて多くなり、巻第二十八は壬申の乱を中心に記載する。『日本書紀』は近き世に重点をおいているといつてよい。

したがって『古事記』には百濟・新羅・加耶の人びとの渡来伝承はあっても、高句麗使の渡来伝承はみえない。高句麗使渡来の確実な初見は欽明天皇三十一年（五七〇）だから古き世に重点をおいている『古事記』では当然といえるかもしれない。

『古事記』の渡来伝承が應神朝に6例も集中しているのは、渡来のピークを應神朝とした『古事記』の姿勢を暗示する。

野宿者の人権

―夜回り活動を通じて―



野宿者ネットワーク代表

生田 武志

野宿者リホームレス問題は先進国共通の非常に深刻な問題だ。日本では、現代的な野宿問題は一九七〇年代のオイルショック後に発生した。当時、野宿者のほぼすべてが「究極の不安定雇用」と言うべき日雇労働者だったが、一九九八年の不況以降、サラリーマンなどさまざまな職種の人々が野宿になり、野宿問題が全国で一般化した。野宿者数はおそらく二〇〇三年前後にピークに達し、全国で三〜四万人、最も集中する大阪市は一万五〇〇〇人が野宿するようになった。

この時期、野宿になった人々の多くは「失業」によって野宿になっていた。世間では「気楽だから野宿をして

いる」と言われることがあるが、現実には多くの人が「失業」→「貧困」→「野宿」というパターンをたどっている。そもそも、野宿者の多くは一個一〜二円のアルミ缶集め（京都市など幾つかの自治体が禁止条例を作っている）や、拾った雑誌など物品の路上販売（大阪市などは厳しく取り締まりをしている）など、平均月収一万〜三万、時給では一〇〇円程度の仕事を行なっている。いわば「究極のワーキングプア」状態で、「気楽」どころか、多くの野宿者が過酷な「低賃金重労働」の生活を送っている。

その後、とくに「年越し派遣村」後、「稼働年齢層でも困窮していれば生活保護を受けられる」という厚生労働省の通達があり、生活保護を受けて野宿を脱する人が一気に増えた。ほくが所属する野宿者ネットワークは大阪市南部の繁華街で「夜まわり」活動を一〇数年行なっているが、この五年で野宿者数は七分の一になっている（五年前の五月一九日で三七七人、今年の日日で五四人）。そして、全国の野宿者数について、厚生労働省が「二〇一二年一月で九五七六人」と発表した。実数はこうした調査の дайたい一・五倍と考えられるので、全国で一万五〇〇〇人ぐらいなのだろう。

近年の傾向は、女性や若者の野宿の増加である。女性

の場合、「失業」と同時に「DV」による野宿が多く見られ、全国の野宿者のうちの七％程度が女性だと考えられる。また、若者の野宿は増え続け、幾つかの調査から、新たに野宿になる人の三割程度が三〇代以下とされている。野宿になる若者の多くには、「派遣など不安定な雇用」あるいは「家族に頼る事ができない」という背景がある。特に、虐待経験のある若者は、困窮しても実家に帰ることができず、そのまま野宿になってしまう傾向がある。

夜まわりなどで野宿の現場を回っているが、そこで出会う問題は大きく三つある。「襲撃」「排除」「健康」である。ここでは「襲撃」について触れる。野宿者に対する襲撃事件は一九七〇年代から途絶えることなく続いている。今年二月、東京駅近くで寝ていた六〇代の女性が火をつけられ、下半身や手をやけどする重傷を負った。その後、一八歳の若者が容疑者として見つかり、「火がついて慌てる姿を見るのが凄しかった」と供述した。また、神戸市では今年に入って中突堤中央ターミナルで襲撃が頻発し、五月になって、六四歳の野宿者が男三人に因縁をつけられ、逃げようとした際に階段から転落したところを囲まれて襲われ、あばら骨を折るなど重傷を負わされる事件が起きた。野宿者襲撃は、主に一〇代の若者たちが

行なう事が知られている。全国で、若者による「貧困者に対するリンチ(ヘイトクライム)」が多発しているのだ。ほくが代表理事の一人である「ホームレス問題の授業づくり全国ネット」などが学校での「野宿問題の授業」を行ない、教材DVDを作成するなどの対策を続けているが、襲撃問題が解決する見通しはつかない。

野宿者数はこの数年減り続けているが、その中で野宿をしている人たちの多くは、「統合失調や鬱などでアパートに入る手続きすら難しい」「家族とトラブルがあり、生活保護での扶養照会が難しい」「何度か生活保護を受けたが、さまざまな理由でアパートを維持できない」「借金を抱えていて、アパートに入ると貸し金業者が追いかけてくる」などの問題を抱えている。「生活保護を受けるより、空き缶を集めて自力で生きていきたい」という人も多くいる。夜まわりなどの支援活動では、一人一人と話を重ね、その人にあつた解決策を共に考え、病院や役所などに同行するといった活動を続けている状態にある。



夜回り 心齋橋

ボランテティア人権ガイドの紹介



ボランテティア人権ガイド
(六期生 二〇一〇年度ガイド登録)

一坪 博美

わたくしが世界人権問題研究センターのボランテティア人権ガイドを始めたのは2010年4月からです。ガイドとして独り立ちするまでには、研修として先輩ガイドが実際に担当される現地のご案内に同行して諸々を学び、また「人権ゆかりの地」でわたくしが実際に説明を行って、専任研究員や事務局の方々の評価を受けたり、「人権ゆかりの地」を人権の視点でとらえたレポートを提出したりしました。そして、最後に研究センターの所長・研究部長・事務局長による面接を受けて正式にガイドに就任しました。

実際にボランテティア人権ガイドとしてご案内を始めた

のは、2010年6月からです。2010年度は13グループ、285名の方々を、2011年度には11グループの205名の方々をご案内いたしました。参加者は行政の人権啓発の担当者、小・中・高校の先生、PTA、企業の人権教育の担当者、小・中学生など様々ですが、市町村の学区や企業において人権啓発に取り組まれているリーダーの方が多いようです。

これまでにご案内した「人権ゆかりの地」は、「柳原銀行記念資料館」「耳塚」「全国水平社創立の地」「ツラッティ千本」「八坂神社」「清水寺」「龍安寺」「銀閣寺」「金閣寺」「北野天満宮」「尹東柱詩碑」「広隆寺」「葛野大堰」「松尾大社」「坂本龍馬と中岡慎太郎の像」などで、なかでも見学の要望が多いのが「耳塚」「全国水平社創立の地」「龍安寺」です。

このうち「耳塚」では、文禄・慶長の役において豊臣秀吉やその部下たちが行った朝鮮半島への理由なき侵略と残虐な行為の実態





や、数万人に及ぶといわれる捕虜として連行された人々のその後、また朝鮮通信使など徳川時代の朝鮮国との関係を中心に説明しています。

「全国水平社創立の地」では、1922年3月3日にこの地で開催された全国水平社創立大会において、長年に亘る差別と迫害から立ち上がって「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣言し、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す」と決意を述べた被差別部落の人々の、壮大な闘いへの出発について説明しています。

また世界遺産にも登録されている「龍安寺」では、中に「山水河原者」と呼ばれた人々が、厳しい差別を受けながらも芸術的な枯山水の庭園を作り上げたことなどをお話ししています。

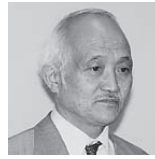
「人権ゆかりの地」をご案内する際には、世界人権問題研究センター編『京都人権歴史紀行』（人文書院、1998）をはじめ、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の講演録や、「人権

問題研究叢書」シリーズ、季刊で発行されている『GLOBE』などの刊行物や、研究センターが独自に作成している資料類を活用しています。

『二〇一〇年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて』（人権問題研究叢書4、2012）に収録された上田正昭先生の講演「京都のなかの朝鮮文化（一）——秦氏ゆかりの史跡——」では、古代における渡来人、特に秦氏の活躍を大変詳しく紹介されています。そこで上田先生は「京都のなかの朝鮮文化を考えるとというのは、まさに民衆と民衆の交わりの民衆の歴史から考えていく必要がある。そのことが民族際に寄与し、国際に寄与すると考えておられます」（231頁）と話されています。「人権ゆかりの地」をご案内する際には、わたくしもまたそうした「民衆」に寄与する立場であることを意識して取り組みたいと思います。

わたくしはボランティア人権ガイドとして歴史的な事実を正確に学び、人権意識の啓発に寄与することを目的として参加される方々に正確にお伝えたいと考えています。そのためにも、研究センターが発信する研究成果を正しく理解して、できるだけ自分の言葉にして語りかけていきたいと思います。

アジア諸国と人権（その三〇）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

アウン・サンが独立後のビルマ統治に携わっていたら、かれはビルマをどのような方向へ導いたか、かれの暗殺後は知る由もありません。いずれにせよ、暗殺の翌一九四八年一月四日、ビルマは連邦共和国として独立しました。しかし独立の直後から、ビルマは国家崩壊の危機に直面したのです。

まず同年三月には、コミンフォルム（共産党および労働者党情報局）の闘争路線を反映して、ビルマ共産党が武装蜂起しました。また同年八月には、左派の人民義勇軍が反

政府活動に走りました。さらに翌四九年一月には、少数民族の中で最多数を占めるカレン族がイラワジ・デルタや半島部南端で蜂起し、正規軍からもカレン族三個大隊が叛徒側に寝返り、かつてビルマ族の王朝が在ったタウンゲーに臨時政府を樹立して、カレン国の独立を宣言しました。これらの反乱軍に対して、ネーウィン司令官のもとにビルマ政府正規軍は兵員を強化して事態の収拾に努め、一九五二年以降、反乱活動は徐々に沈静化していきました。

他方、アウン・サンがつとに抗日戦線として組織した「反ファシスト人民自由連盟」は万年与党の座に安住して腐敗し、これに対する国民の不満は鬱積していました。また、与党内部の指導権争いが激化して、一九五八年六月、党が分裂したため、軍の参謀総長職に就いていたネーウィンが担ぎ出され、選挙管理内閣が組織されました。そして六〇年二月、この組織のもとで総選挙が実施され、反ファシスト人民自由連盟は惨敗し、ウ・ヌーの率いる連邦党が圧勝して、ウ・ヌー内閣が再度登場しました。しかし、政情は安定せず、カレン族に次いで数の多いシヤ

ン族のあいだから連邦離脱の動きが起こり、北部に住むカチン族の過激派も独立を求めて蜂起したのです。

こうした状況下、一九六二年三月、ネーウインはクーデターに訴え、政治家を逮捕、憲法を停止、国会を解散して、革命評議会を設置し自ら議長となりました。革命評議会は、一六名の高級将校から成り、議会制民主主義を否定して社会民主主義国家の建設を目指し、全生産資本を国有化するとともに、農民評議会や労働者評議会をとおして国民の組織化を進めました。また、中央から地方の末端に至るまで、すべての行政機関に軍人を配置しました。そして一九七一年には新憲法起草委員会が発足し、各地で公聴会を重ねて練り上げられた憲法草案が七三年一二月に国民投票に付され、九割強の支持を得て採択されました。翌七四年一月には、新憲法に基づく人民議会の選挙が行われ、議会の成立を受けて革命評議会は解散され、軍籍を離れたネーウインが大統領に選出されて民政に移行し、国名もビルマ連邦社会主義共和国と改められました。なお、この間、ウ・タント事務総長に

象徴されるように、国連外交は進められましたが、東南アジア諸国連合（アセアン）に加盟しないなど、鎖国に近い外交政策が採られ続けました。

問題は経済です。繰り返し指摘したとおり、ビルマは国土も広く鉱物を含む天然資源に恵まれた国です。しかし、英国の植民地支配のせいもあって、米を中心とする農産物やチーク等良質木材など一次産品の輸出と工業製品の輸入が、独立前からの経済パターンであり、これは現在に至るまで基本的に変わっていません。しかも、社会主義国家を目指して金融・流通を含む全生産資本を国有化し、それを国营企業や政府・軍と近い特定業者の運用に委ねるため、効率が低く腐敗し易い体質に陥り、そこから挙がるわずかな利益も、関係者の懐に入る仕組みになっていきます。そういう事態に対する一般国民の不満が、一九八八年の全国的なゼネストを引き起こし、一九九〇年の総選挙でアウン・サン・スー・チーの率いる「国民民主同盟」の全面的な勝利に繋がったことは、すでに見たところ です。

自由権規約委員会委員長として・雑感



研究センター嘱託研究員
東京大学法学部教授

岩沢 雄司

二〇〇九年から一一年まで自由権規約委員会委員長を務めた。委員長としての苦勞の一端は『国際人權』二二二号や『書齋の窓』六〇五号に書いたが、本稿では前稿に書けなかったことを書き留めることにする。

二〇一〇年三月の会期は私にとって辛い会期だった。ニューヨークへ四週間の出張が予定されていたが、母が重篤な状態だったからだ。出発前に今生の別れになることを覚悟して会いに行き、後ろ髪を引かれる思いで旅立った。旧い友人である事務局長に「無理して来ることはなかったのに」と言われてしまったが、委員長としての責任があるので出席を取り止めることは考えなかつ

た。結局、母は二週間後に亡くなり、副委員長に後を任せて急遽帰国の途に着いた。葬儀等を終え一週間後にニューヨークに舞い戻り、最後の二週間は再び委員長を務めた。私が戻ってきたことに驚いた人が少なくなかった。仕事と家族の捉え方が日本人と外国人では違うのもしれない。戻った後の会合で定足数をやっとみたせた時は、戻ってきてよかったと思うと同時に、残念に思った。

二〇一〇年一〇月に委員長としての最後の会合で退任の挨拶をしたところ、一人の委員が「母を亡くした後すぐ委員会に戻ってくる等の献身に感謝する」と労をねぎらう発言をしてくれた。母のことに触れられて、感極まり、閉会を宣言する声が少し上ずってしまった。

二〇一〇年一〇月の会期は、委員会の一〇〇会期に当たった。記念行事として一日シンポジウムを行うことを考えた。委員会もこのアイデアを支持し、企画委員会を設置した。国連の五つの地域から五人の委員を任命したが、結局は委員長の私が事務局長と二人で準備のほとんどを行う羽目になった。五人の講演者を招聘する費用を国連の予算から捻出してもらい、バダンテール(仏)元法務大臣、ベジャウイ(アルジェリア)元法務大臣、カインサード・トリンダーデ(ブラジル)国際司法裁判所判事、リーデル(独)社会権規約委員、ラムチャラン(タイアナ)

元人権高等弁務官代理の五人を招いた。全員男性だったため、女子差別撤廃委員会の委員には不評だったと聞く。ジェンダー・バランスは確かに欠いているが、多様な要素を考慮し、紆余曲折を経た、苦心の結果だ。シンポジウムのテーマは委員会の活動を分析し将来の展望を示すということにしたが、委員会は学者だけでなく政治高官も招聘すべきと指示した。講師の人選・依頼は実は大変だった。準備過程でいろいろなことがあったが、すべては書けない。

シンポジウムは無事成功裡に終了した。成果を書籍にすることはできなかったが、国連の議事要録に記録が残っている。動画も残したいと思い、スイス政府に財政支援を要請し、動画収録が実現した。短く編集したものをホームページで公開した。会合の動画をインターネットで公開したのは人権条約機関としては初めてで、委員会活動の広報に大きな効果があった。

このシンポジウムは、一〇〇会期の最終日に行った。委員会はそれまでは、会期最終日は一時間程度の形式的な会合で終える慣行だった。会議場や通訳などの資源を有効に活用していなかったのである。私はシンポジウムを最終日に行う案を推進した。慣行を守るために反対した委員も少なくなかったが、委員会は最終日開催を受け

入れた。

次の一〇一会期（二〇一一年三月）は新しい委員長の下での会期だったが、プログラム作成は私の仕事だった。一〇〇会期に先例を作ったので、一〇一会期も最終日に予定を組み込んだ。その後、新委員長の下でも、最終日に実質的な会合が行われるようになった。こうして、委員会の長年の慣行が変わり、委員会の効率を高める、小さな改革が実現した。

委員会はかねてより、国連に対し公開会合をインターネット中継（ウェブキャスト）するよう求めてきたが、予算がないと、にべもなく断られてきた。そのような中、NGOが中継を申し入れてきた。委員会は二〇〇八年一〇月に広報戦略文書を採択しており、委員長はその文書に含まれる提言の実行を求められていた。NGOの申入れを承諾することは広報戦略文書に沿うものだった。

そこで二〇一〇年一〇月に、執行部の決定によってNGOの中継を許可することにした。その結果、今や委員会の公開会合はCCPRセンターなどのNGOのサイトを通じて中継されている。委員会の会合が、わざわざ現地に行かなくても、インターネットにつながってさえいれば世界中どこからでも見られるようになったのであり、隔世の感がある。

偽物の巫女、 生業としての口寄せ



研究センター嘱託研究員
国際日本文化研究センター研究部
機関研究員

中野 洋平

日本の巫女は長らくシャーマニズム研究の範疇で捉えられてきた。巫女をシャーマンとして捉え、そこからシャーマニズムを分析する枠組みを提示したのは、宗教学者の堀一郎である。彼は口寄せする巫女を、「真性巫」と「擬制巫」とに分けた。この分類は巫女となる過程（入巫過程）を基準にしたもので、前者は精神的苦悩や巫病を克服した結果、自然に神霊と交流する能力を得た巫女、後者は訓練によってそのような能力を習得した巫女であるという。

堀のねらいは、世界中に共通してみられるシャーマンの入巫過程と照らし合わせて、それに適合する「本物の

巫女／シャーマン」と、そうでない「偽物の巫女／シャーマン」とを峻別することにあった。この時、本物とされたのはアイヌ民族の「ツス」と呼ばれるシャーマンで、一方、本州各地に分布した多様な口寄せ巫女は、ほとんど職業的な「偽物」とされたのである。

堀の後に続いた桜井徳太郎も同様で、新たに「本物」として沖縄の「ノロ」や「ユタ」の分析が試みられた。その後も、新宗教の教祖などに「本物」のシャーマンの要素を見出そうとする研究は続けられている。しかし、なぜ本州の各地に、彼らの言を借りれば「擬制的」な口寄せ巫女が多く分布し、江戸期をピークとして漸次消滅していったのか、という歴史的な問題についての言及は少ない。

私も長らく、巫女を自明的にシャーマンとみなし、江戸時代における口寄せ巫女（信濃巫女）にシャーマニズムを見ようとしていた。なにかシャーマン的な要素があるからこそ、彼女たちは口寄せを行なっているのではないだろうか、と。しかし詳しく調べてみると、事態はまるで反対であった。つまり江戸時代における多くの口寄せ巫女たちは、巫女故に口寄せを行なっているのではなく、口寄せを行なうが故に巫女だったのである。

口寄せを職業、つまり生業なりわいと捉える観念は古くからある。例えば万里小路時房の『建内記』嘉吉元年（一四四一）七

月二六日条によると、口寄せは、淨藏貴僧が妻の「渡世」のために教えてから始まったと記されている。淨藏とは平安中期に活躍した天台僧で、平将門の乱に際して調伏の修法を行なうなど、類まれなる法力を持つと評された人物である。宇多天皇の命により妻を娶るが、六六歳で更なる修行のため妻子を捨てて出奔したという。口寄せの伝授は、このとき残される妻のため、ということであろうか。

また時代はかなり下るが、明治二九年（一八九六）の『朝日の出和歌神子由来』では、「わか」と呼ばれる盲目の巫女の誕生が語られる。すなわち鎌倉時代のこと、長者の娘朝日は、一六歳で失明してしまふ。その後彼女はさまざまな神仏に祈りを捧げ、ついに八幡権現から十二の巻物を授けられ「座頭の妻とて世を渡る法を弘むべし」と告げられる。これによって朝日は和歌神子と名乗り、様々な教典や祭文とともに、口寄せの法を身に付けたのだという。

逸話の真偽は別として、二つの説話からは、口寄せという行為が「渡世」、すなわち女性が生きて行くための手段として認識されていた、ということがわかるだろう。説話に登場する女性は、もともと巫女ではない。夫の出奔や失明という社会的、身体的危機に際して、その後を生き抜くための生業として口寄せがあり、そして巫女

となるのである。

生業としての口寄せが可能であった背景には、その技法が早い時期から確立していた点があげられる。成田守氏によれば、平安時代から現在まで、歴史を通して口寄せの語りは、「招霊への謝辞」「地獄での苦痛」「未来への予言」「供養を願う」「別離」という五つの要素が必ず含まれる、形式的で類型化したものであるという。この技法が、「世を渡る法」として知られていたと考えられよう。それさえ習得すれば、口寄せは誰でも行なうことができたのである。

このように私は、早い時期から生業としての口寄せが確立していたために、日本にはそれを職とするさまざまな巫女が多元的に展開していったのだ、と考えている。彼女たちはシャーマンといった霊威的次元にある存在ではなく、むしろ口寄せや占い、竈払いなどの諸祈祷を、人々の求めに応じて行なう「職人」といった方が、より実態を捉えやすいのではないだろうか。

注

(1) 堀一郎『日本のシャーマニズム』講談社、一九七一年

(2) 成田守「口寄せ巫女の系譜」大東文化大学日本文学会編『日本文学研究』四九、二〇〇七

外国籍住民の

人口統計からみる ジェンダーの問題

研究センター研究第三部長
京都造形大学客員教授

仲尾 宏

2010年10月1日の国勢調査をもとにした外国籍住民の人口統計がある。ここにていっている数字は本人の申請による外国人登録人口とは若干のズレがあり、戸口調査漏れもあるので、必ずしも絶対的な数字ではないが、およその人口調査としては一応、信頼ができる数字とみてよいだろう。

まず京都府全域では外国籍男性住民総数は一九、五二四人、女性は二二、三八一人で合計四一、八五五人である。国籍別でみると大阪、兵庫とならんで韓国・朝鮮籍者が首位で男性一一、四九八人、女性一三、二八二人である。京都府の場合は韓国・朝鮮籍者の約60パーセントが特別永住者であるが、その人びとの殆どが在日二世から四世の世代であるから、その男女比率は日本人のそれとほぼ同じと考えてよい。しかし総数で女性が若干多いのは、

いわゆるニューカマーで、単身で渡日してきた人びとであろうと推察される。この傾向はニューカマー、すなわち戦前の植民地支配を受けなかった他の国籍の人びとの場合にも顕著な兆候がみられる。ただし、中国籍者の場合、ごく僅かとはいえ、特別永住者もおり、またいわゆる「残留孤児」、すなわち中国から帰国してきた日本人女性でなんらかの事情で日本国籍を回復できない人びとの存在も含まれているかもしれない。それらの人びとを含んだ中国籍者の場合の男女比は男性三、三三五人、女性四、六八七人である。

さて他のアジア諸国の人びとをみると男女比はもっと大きな差がでている。国籍別人口で上記に次ぐ第三位にあるフィリピン国籍者の場合、男性は一九六人に対して女性は一、六七一人で男女比はなんと14%対86%である。この傾向は他のアジア諸国でも同じような傾向を示し、タイ国籍者は男性九一人対女性一六七人で約32%対68%となる。だがアジアでもインドネシア国籍者とベトナム国籍者はやや異なった傾向を示し、前者の場合は男性は一三一人、女性は九七人、後者は男性一二五人、女性一一〇人となる。この理由は行政単位でみるとすぐにわかる。というのはこの二カ国出身者のうち、北・上京そして左京区に居住している人がいずれも全体の四割から五割近くであり、その大半は留学生や研究者であろうことが推察できる。逆にフィリピンやタイの場合、この京都市内北東部三区の居住者は

フィリピンの場合は一割にもみたくず、タイでも約三分の一程度であって、それらの国の出身者の過半は府内・市内の他地域に居住する有業の女性であるとみてよい。

居住地域を京都市内に限定しないでみてみるともっと驚くべき数字がでてくる。

フィリピン国籍者の場合、府北部の福知山市では男性六人に対して女性は三九人、タイ国籍者も四対九人、舞鶴市ではフィリピン国籍者は男性三三人に対して女性一七六六人、タイ国籍者は男性ゼロ、女性二人、綾部市ではフィリピン国籍者の男性二〇人に対し女性一七六六人である。宮津、京丹後もほぼ同じような傾向であり、また府南部の宇治、城陽、八幡、向日、長岡京でも女性の数が圧倒的に多い。

他方、アメリカ合衆国出身者を見ると男性八九九人に対して女性三四六六人、イギリス国籍者は男性二〇七人に対して女性はたったの四五人という対比が現れる。その居住地域も前述の京都市内の北東部三区が圧倒的に多い。欧米からの留学生はさほど多くないので、英米出身者は家族づれの知的な仕事に従事している人たちか、また留学生の場合だとしても男性の留学生が女性のそれと比べて多いのではないだろうか。

フィリピンやタイの女性が多く居住する府北部の地域はそれほど製造業や大学などの多い地域ではない。すると彼女たちは日本人の男性と結婚した「日本人の配偶者」であるか、単身でやってきて飲食店などで働く女性たち

であろう。また日本人との婚姻で小さな子どもを抱えているのかもしれない。京都市以南の地域に住むこれらの外国人女性たちも同様な境遇にある人びとも少なくないであろう。

これらのことは彼・彼女らの年齢構成や在留資格別の統計を参照してみればもっとこれらの推測を確実に裏付けることができるだろう。

なお、東海三県、群馬、滋賀で多いブラジル国籍者は京都府・京都市ではそれらの地域と比べるとはるかにその比率は少なく、ブラジル国籍者は総数三〇四人でそのうち男性が一七八人、又ペルー国籍者は総数一〇八人で男性が五五人である。ペルーの人びとの場合は男女のバランスは均衡しているがブラジルの人びとの場合は男性の単身労働者が多いことを裏づけている。この傾向は上記の他県でも同じである。

現在では日本全国で二百万をこえる外国籍の人びとが生活し、また働いている。この人たちにも現代日本のジエンダー状況が反映されている、ということかできるのではないだろうか。これからの日本社会は人口の減減と超高齢社会に向かう。そしてその対策のひとつとして海外からの移民受け入れ政策を経営者団体や元法務官僚などが提言している。その場合、ここでみたようなジエンダー状況をどう改善していくのかも、改めて問われねばならない。



自然災害とジェンダー

国連の会議から

研究センター嘱託研究員
桃山学院大学法学部教授

軽部 恵子

2012年2月27日から3月9日まで、ニューヨークの国連本部で国連女性の地位委員会（Commission on the Status of Women: CSW）の第56会期が開催された。私は、国連経済社会理事会で特別協議資格を持つNGO「国際女性の地位協会」（JAIWR）を通じてパスを得、5年ぶりにCSWを傍聴した。

CSWは、国連の6つある主要機関の1つ、経済社会理事会の下の機能委員会として1946年6月21日の経済社会理事会決議11（II）によって設立され、1947年2月に活動を開始した。現在、理事国は45である。設立以来、CSWでは女性とジェンダーに関する様々な問題が討議されてきた。

なお、外務省ではCSWの訳に「婦人の地位委員会」を当て、その略語として「婦地委」を用いている。しかし、日本語の婦人は「大人の女性」を意味し、あらゆる年代の女性（women）の問題を取り上げるCSWの訳語としてはふさわしくない。近年、国際人権法の研究者の間では「女性の地位委員会」という訳語が使われる。

CSW今会期の優先テーマは、農村における女性のエンパワーメントなどであった。本会議とは別に、3月1日（木）の午後1時15分から約75分間、日本のNGOが中心となって「災害・復興とジェンダー平等〜東日本大震災と津波」というサイドイベントが開催された。定員70名の会議室に、計95名の参加者が集まった。うち23名はパネリストとスタッフで、日本政府代表団、NGO、メディアの姿も散見されたが、他にアジア、ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカ、オセアニアとあらゆる地域から、男女を問わず大勢の人々が参集した。大震災から1年後、日本がどういふ状況になっているのかを知らうと、会場は静かな熱気で満たされていた。

定刻になり、司会の田中正子氏（日本女性監視機構。JAWW）が始まりを告げた。江尻美穂子氏（国連NGO国内婦人委員会委員長）と岡島敦子氏（内閣府男女共同参画局長）がそれぞれ挨拶を行った後、パネリスト

7名が1人7分以下という限られた時間の中で、東日本大震災で浮かび上がったジェンダーの課題を説明した。前方スクリーンには、津波の被害、避難所生活、医療支援、ボランティア活動の写真が次々と映し出される。参加者は皆、食い入るように画面を見つめていた。インド洋、四川、ハイチ、ニュージランドなど、この10年間に世界では大規模な震災が続いた。発表終了後、各国のNGOや政府代表から、被災地が得た教訓を共有しようという質問が続いた。イベントは大成功だったが、傍聴していた私も、世界中の人々が震災後の日本に今も大きな関心を持ち続けてくれることに励まされる思いだった。

例年、CSWは成果文書として合意結論(agreeed conclusions)を会期末に採択するが、今年は参加国の意見がまとまらず、合意結論は得られなかった。一方、日本政府が提出した決議案「自然災害とジェンダー」は、50の共同提案国を得て、会期末に採択された。この決議は、防災、災害、復興のプロセスにジェンダーの視点を取り入れる、女性や子育て中の家庭のニーズに配慮した支援を行う、女性に対する暴力を防止する、などの内容を含む。具体的な文言をめぐって議論が百出し、日本政府代表団の苦勞は並大抵ではなかったと聞く。が、決議

案が無事まとまったのは、武力紛争のみならず、自然災害においてもジェンダーの視点をもち、支援と復興にあたることが重要であると、世界の人々が強く認識しているためであろう。

CSWの決議は法的な拘束力を持たない。その内容が実行されるには、上部機関である経済社会理事会、さらには国連総会で幅広い支持を得る必要がある。予算の獲得はいうまでもない。2年後の第58会期に、国連事務総長が決議履行状況をCSWに報告することになっているが、それを楽しみに待ちたいと思う。

〈関連サイト〉

国連事務局 CSW56: Commission on the Status of Women (27 February - 9 March 2012) <http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/56sess.htm#themes>

田中正子(JAWW)「CSW56：サイドイベントの報告」
<http://www.gender.go.jp/renkei/kenkoukan/52/pdf/siry04.pdf>

外務省「プレスリリース 第56回国連婦人の地位委員会(CSW)における我が国提出決議案(「自然災害とジェンダー」)の採択」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/0310_02.html

女性の「保護」施設を訪問して



研究センター嘱託研究員
近畿大学人権問題研究所准教授

熊本 理抄

女性の就労支援・生活支援にかかわっていると、住宅問題にぶつかることがたびたびある。そのような問題意識から、関東圏にある女性の「保護」施設を訪問した。

まず、売春防止法を根拠として社会福祉法人が設置している婦人保護施設を訪問した。現在では、DV防止法と人身取引対策行動計画に基づいた保護も行われている。保護の根拠法が増えることにより保護すべき対象の範囲も広がっているものの、その性格も支援の専門性も異なることから、支援に困難を伴っている様子であった。現在、厚労省は、売防法を変更する方向で検討しているが、人身取引被害者保護法の制定や、それぞれの根拠法

に基づいた専門的保護システム・機関の整備・充実など、婦人保護事業の法体系の改善は急務であろう。

訪問した施設では、心身の健康、暴力被害からの回復、生活相談、行政手続き同行、借金や家族関係など諸課題の解決、金銭管理、就労など、多岐にわたった支援が行われている。地域生活移行支援や退所後の支援、近隣住民たちとの交流などに重点が置かれており、地域の理解と支援が何より重要とのことであった。

続いて、犯罪や非行をした人が社会生活に適應するために必要な支援を行っている更生保護施設を訪問した。更生保護施設は、更生保護事業法に基づいて更生保護法人が運営している。全国104施設のうち、男子施設が90、男女施設が7、女子施設は7である。今回訪問したのは女子施設である。

女性入所者の傾向として、薬物事犯、精神科・内科通院、父親からの虐待が多いという。父親からの虐待が多いことについては、前述の婦人保護施設でも言及された。

アデイクション防止に力を入れており、早期に福祉や医療機関、自助グループにつなげている。心理ケアにも力点を入れ、カウンセリングと生活相談は分けて行われている。地域の理解が必要となるため、地域への配慮、地域活動への参加が重要であることは、こちらの施設で

も強調されていた。また、就労自立に重きを置いており、協力雇用主として地域の中で数社の企業との連携も築いている。退所者の地域生活が定着するためのフォローアップとして行われるカウンセリングでは、受刑歴のことを話せるというメリットが再犯防止になっているという。しかしステップハウスについては、「制度のすきまになつている。アフターケアとしてのステップハウスにも更生保護の枠で補助がおりれば」と担当者は語っていた。

担当者は、支援にあたって、ジェンダーの視点が欠かれないという。女性の場合、加害者である一方被害者でもあるため、「被害」という視点に立った支援が必要であること、就労自立・経済的自立においては性差の視点が必要であること、女性が活用できる資源がないこと、住宅付き支援や支援付き住宅では住宅問題が先行している面が否めず、女性の場合、ジェンダーの視点に立った制度横断的な支援が必要であること、が指摘された。

最後に、第2種社会福祉事業として無料低額宿泊所を運営するNPO法人によって開設されている女性専用施設を訪問した。このNPO法人は、東京23区で54か所の無料低額宿泊所を運営しており、生活困窮者は福祉事務所を通じて入居の手続きをえる。最近では、若年層の増加がみられ、他には、高齢者、精神障害者、知的障害者

の利用が多いという。今回訪問した施設は54か所中唯一の女性専用施設であった。女性施設の傾向として、各種障害者手帳を所有している人の割合が男性施設の入居者に比べ高めとなっているということであった。

今回訪問した三つの施設は、社会福祉法人、更生保護法人、NPO法人と運営主体が異なっており、施設設置・運営の根拠法も異なっている。施設長やスタッフの「保護」「支援」をめぐる理念や姿勢、支援の内容やその実態に相違点も多くみられた。しかしどの施設も、長年の苦労や努力の経験に基づいた、地域との信頼関係づくりに注力していた点は共通していた。「実態を知っている現場から提言していくことが社会を変えていく力になる」との施設長の言葉を受け、今後わたしはどのような役割を果たしていくことができるのかを考え続けている。

セックスワーカーたちの支援をしている同行者は、「こんな施設があることを知っていたら……」と何度も言っていた。どのような施設がどこにあり、利用できる人たちはどのような人たちなのか、退所後も含めてどのような支援を受けられるのか、など、資源に関する情報を入手・共有・発信していくことの重要性を痛感する。支援の現場や当事者の声に耳を傾け、地域や分野を超えたネットワークを構築することができればと思う。

研究部の取り組み



研究センター研究第五部長
京都大学名誉教授

上杉 孝實

研究第五部は人権教育の理論と方法を研究する部門で、専任、客員、嘱託の研究員一五人が、その任に当たっている。基本的人権に関する教育は、一九四六年一月の日本国憲法発布以後、学校教育や社会教育でなされてきたが、具体的な人権問題に迫ることは不十分であった。一九五〇年代になって、部落解放運動の高揚もあって、同和教育が、第二次世界大戦前とは異なって部落問題を人権問題としてとらえて展開されるようになり、一九六〇年代に入るところから奈良県をはじめとして各地で副読本づくりもなされ、その中でいじめの問題や様々

な人権問題が扱われてきた。一九七〇年代以後には、国際的な動向とも関連して、男女平等を実質的なものにする教育が追求されるようになり、一九八〇年代には中等教育における男女で異なる教育課程の是正が図られた。一九九〇年代には、子どもの権利に関する条約の批准もあって、子どもにとらえ方が問われるようになる。「人権教育のための国連一〇年」においては、各人権問題をとりあげての教育が促され、二〇〇〇年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定、二〇〇二年の「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定に至った。

このように、地域にあつては人権確立に向けての運動が自治体を動かす一方、国連等国際的な取り組みと国内の運動が連動し国の政策にも影響して、人権問題に関する教育の推進につながり、人権教育の名称が広がった。人権教育は同和教育などを含むものであるが、多くの人権問題を扱う中で、部落問題をとりあげることが相対的に少なくなる例も見受けられ、とくに二〇〇二年の同和对策事業の特別措置法の期限後、そのような問題を抱えるところも増えてくる。人権教育において、具体的に人権を把握するうえで人権問題に取り組むことが重要であるが、人権の学びよりも心がけの強調に傾斜するものも見られる。

今日の人権教育をとらえ返し、そのあり方を追究するためには、これまでの人権教育の歴史を振り返りながら、そこに働いている政策や法制度、実践や研究などを、地域、国、国際社会の各レベルにおいて分析する必要がある。第五部では、第二次世界大戦後を中心とした人権教育に関する年表づくりとその解説を試み、同和教育、社会教育における人権教育、ジェンダーと教育、複合差別と教育、障害者問題と教育、在日コリアンの教育、外国からの新たな移住者の教育、先住民の教育、子どもの問題、国際的な人権教育の動向、生涯学習と人権、大学における人権教育、平和教育、国際理解教育、識字の問題などをとりあげて、各自研究を進めるとともに、共同研究でそれらの関連づけを図ってきた。その過程では、他の部門の研究者から学ぶことがあった。また、人権教育と市民性教育、道徳教育、啓発などとの関係が吟味の対象となった。

地域レベルでみると、関西の動きを多くとりあげることにになり、京都を念頭に置きながら、それらが国レベルの取り組みとどのような関係にあるかを探った。地域の取り組みが各地に広がり、国レベルのものになっていくことは、同和教育などで典型的に見られ、国際社会レベルのものが国レベルのものに影響を与える例として子ど

もの権利などがある。近年は「子どもの権利条例」や「子ども条例」を設ける自治体も徐々に増えてきた。しかし、それらの周知がどれだけなされているかということになれば、かなり遅れている状況にある。それぞれの分野の特性もあって、全体を統一した年表づくりは困難であるので、分野別の年表になるが、互いに突合せることによつて、連関したものになるよう努めている。これらのことも含め、今年度中には、年表づくりの成果をまとめ、公表する予定である。

二〇〇五年以後の「人権教育のための世界プログラム」は、初等・中等教育学校に重点を置いた第一段階から、二〇一〇年以後高等教育における人権教育及び教師・教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に力点を置いた第二段階に入っているが、これに照らしても、日本における人権について責務を有する者の養成・研修のありようが問われる。また、エンパワーメントとしての人権教育の位置づけが弱いのではないかといった懸念もある。企業内でも、人権研修が行われるようになっていくが、その内容がどのようなものになっているかは、必ずしも十分明らかになっているわけではない。これらについて掘り下げた研究を行っていくことも課題である。

(岡山県) 瀬戸内市牛窓町 海遊文化館



海遊文化館の正面（瀬戸内市牛窓）

江戸時代に日本に招かれて来日した朝鮮国の使節団である朝鮮通信使は五百名近い大使節団であった。六隻の大型船に分乗し、釜山を出港して、対馬、壱岐、

筑前藍島、そして赤間関（下関）からは波静かな瀬戸内海に入って、上関、津和地、下蒲刈、鞆浦の港、港をめぐって備前では牛窓の港で一泊することが常例であった。その送迎、警備、接待は十萬石以上の大名の場合は「自分馳走」が義務とされ、牛窓港の場合は備前岡山藩の池田氏の受けもちとされた。

牛窓は万葉集の歌にも歌われている良港で、江戸時代には「一文字」とよばれる防波堤が完成し、参勤交代の大名船をはじめ、積荷を満載して大坂にむかう北前船も足しげく寄港した。瀬戸内市に合併される以前は人口八千人をかぞえ、漁業と観光の町であった。現在も鉄道や高速道路からやや離れた位置にあるため、のどかな雰

囲気があり、町では港の前に連なる島々をふくめて「東洋のエーゲ海」という愛称で地域振興をはかっている。このような条件のため、かつての港の賑わいの再現にさらなる朝鮮通信使の事跡が比較的よく保存され、また町の人々の通信使に対する思いもそれなりに深いものがあるようだ。同町の中心部にある「海遊文化館」はその象徴であろう。

この館の創立に力を注いだのは当時、町の教育長であった高橋重夫さんである。町の振興には街の歴史を掘り起こし、住民がその歴史に思いを馳せてとりくむことが大切だ、という高橋さんの思いが町の当局者や住民を動かし、この館の開館にこぎつけた。一九九八年のこと



海遊館の内部展示

である。当時はまだ朝鮮通信使のことが今ほど一般によく知られていない時代であったから、その開館には並々ならぬ苦労があったことだろう。その名も「朝鮮通信使資料館」として元の警察署の建物をそのまま利用して開館した。当時は町の直営であったが、現在はその名も「海遊文化館」と



朝鮮通信使随員のマネキン

改名して市の観光協会が管理運営している。改名の由来は海釣り、レジャーのために来る人々をも引きつける狙いがあったようだ。

明治の頃の面影を残す館の内部に入ると正面は牛窓に現在も伝わっている祭りの「だんじり」がみごとな偉容を誇っている。丁寧な修復を加えられた巨大な「だんじり」は牛窓の町の人々の誇りを表しているようだ。

朝鮮通信使にかかわるものは、牛窓に滞在した時の絵図、記録などが中心であるが、それ以外にも通信使行列や衣装の復元したマネキン、古文書などの複製、年表など、通信使の全容がほぼわかる展示となっていて、はじめて通信使のことを知る人々にとっては理解しやすい内容となっている。高橋さんの

言によれば、建物が指定文化財を展示するには制限がありすぎるので、すべてレプリカで飾ろう、と決断したという。

だが、「本物」は町の各所に存在している。通信使の一行の宿館は、一六二四（寛永元）、一六三六（寛永一三）、一六四三（寛永二〇）、一六五五（明暦元）



本蓮寺の三重塔（瀬戸内市牛窓）

の四度は町内の法華宗本蓮寺であった。そのため本蓮寺にはいくつかの一行の遺墨が残っており、岡山藩の儒者たちが夜遅くまで一行と詩文の応酬をしたことをのべている。また一七一九（享保四）年の製述官申維翰が『海游録』に記したみごとな蘇鉄が寺の客殿まえに現存している。歴史の生き証人であろう。本蓮寺に宿泊しなかった年次は藩が用意した「茶屋」に泊まった。「茶屋」といっても一行の主だった人びと数百人を泊まらせるのだから広大な建物だった。これも絵図面が残っている。ただしその遺構は現存していないが、その場所は特定できる。さらに通信使接待用に用いられた井戸である。茶屋のすぐ近くに現存し、その用途が通信使用であったこと



通信使接待用の井戸



唐子踊りの様子

が石造りの井戸枠に彫り込まれている。

もうひとつの朝鮮通信使との友好の遺物は町内からややずれた場所にある「疫神社」に伝わる「唐子踊り」である。通信使の一行には正使たちの身の回りの世話役である「小童」が毎回数名随行していた。その童子、といつても一八歳くらいの青年たちだが、彼らが旅のつれづれに二人一組で朝鮮王朝時代に演じられた舞を舞った、という記録や伝承が残り、さきの申維翰もそのことを記している。簡単な所作で、歌詞の意味もよくわからないが、近代になってから刊行された『邑久郡志』下に引用されている文書では江戸時代後期の文

政年間にいったん途絶えていたものを歌詞を覚えていた古老がそれを伝えた、という。もしそのゆかりが通信使にあるとすれば、民衆もまた交流の担い手であったわけである。いづれにしても「海遊文化館」だけでなく、牛窓の町全体が江戸時代の平和で友好的な交わりがあった日朝関係を示す場所であろう。そこから学ぶことはたくさんある。二〇一三年秋には「朝鮮通信使縁地連」の総会・行事・研究部会が当地で開催される。

〔所在地〕岡山県瀬戸内市牛窓町三〇五六

TEL086913415505

〔開館時間・曜日・入館料金〕

九時～一七時。特定日を除いて休館なし。

・問合せは牛窓町観光協会へ。

TEL/Fax 086913415250 (無料ガイドあり)

〔参考文献〕辛基秀・仲尾宏編『図説朝鮮通信使の旅』二〇〇〇

年 明石書店

上田正昭・辛基秀・仲尾宏『朝鮮通信使とその時代』

二〇〇一年 明石書店

仲尾宏『朝鮮通信使―江戸日本の誠信外交』二〇〇七

年 岩波新書

(研究第三部長 仲尾 宏)

□ ————— □

＜公益財団法人移行記念シンポジウムのご案内＞

同和問題にかかわる市民意識のいま

—自治体の調査を踏まえて—

□ ————— □

今日、人々の人権問題に対する関心や認識はどのように変化しているのでしょうか。同和問題に関わる一連の特別措置法が終結して十年がたち、グローバル化、経済格差の拡大、価値観の多様化等がいわれる中、人権問題のあり方も複雑化しているといえるでしょう。

「人権意識調査」は地方自治体によって定期的に行われていますが、昨年度(2011年度)、京都府、大阪府、姫路市で実施された「人権意識調査」結果から何が見えてきたのでしょうか。本シンポジウムでは、市民意識の動向を横断的に探り、今なにが問題なのか、調査に関わったパネリストのそれぞれの問題意識をもとに明らかにしていきます。

調査結果から見えてくるものをわかりやすくお話しいただくとともに、公開議論からは、今日の同和問題の課題をどのように捉えたらよいのか、また、人権教育・啓発のあり方についてなど、示唆が得られるものと思われます。皆さまのご参加をお待ちしています。

- ◎日 時：2012年9月14日（金） 13時30分～16時30分
- ◎会 場：ウイングス京都（京都市中京区東洞院通六角下る東側）
- ◎挨拶：安藤仁介（センター所長・京都大学名誉教授）
- ◎コーディネーター：野口道彦（センター研究員・大阪市立大学人権問題研究センター特任教授）
- ◎パネリスト：神原文子（神戸学院大学人文学部教授）
伊藤悦子（センター研究員・京都教育大学教育学部教授）
阿久澤麻理子（センター研究員・大阪市立大学大学院創造都市研究科教授）
- ◎参加費：無料
- ◎主催：公益財団法人世界人権問題研究センター

2012年度 人権大学講座

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
3	7月18日 (水)	講義	13:30～15:00	動物社会から学ぶ人権 —ゴリラの研究を通して—	山極 寿一 京都大学教授
		講義	15:15～16:45	国連平和に対する権利宣言	坂元 茂樹 神戸大学大学院教授
4	8月10日 (金)	講義	13:30～15:00	外国人教育の新たな試み —京都市土曜コリア教室—	松下 佳弘
		講義	15:15～16:45	在米コリアンと在日コリアンの肖像 —ロス暴動 20周年に思うこと—	高 賛侑 甲南大学他非常勤講師
5	9月7日 (金)	講義	13:30～15:00	インターネット社会を生きる —あなたのプライバシー守られていますか—	神月 紀輔 ノートルダム女子大学准教授
		講義	15:15～16:45	強制失踪条約と強制失踪委員会の役割	薬師寺公夫 立命館大学大学院教授
6	9月19日 (水)	ワーク ショップ	13:30～16:45	人権尊重を推進する効果的な会議のすすめ方 ～ホワイトボードケース会議入門～	ちよんせいこ 人まちファシリテーション工房代表
7	10月5日 (金)	講義	13:30～15:00	清盛の時代 —庶民の生活と藝能を中心に—	山路 興造 京都女子大学非常勤講師
		講義	15:15～16:45	女性と災害 —ジェンダーの視点に立つ心理的支援とは？—	井上摩耶子 ウイメンズカウンセリング京都代表
8	10月12日 (金)	講義	13:30～15:00	家族責任と性別分業 —家事・育児・仕事・パートナーシップをめぐって—	斧出 節子 京都華頂大学教授
		講義	15:15～16:45	平和教育と平和啓発	村上登司文 京都教育大学教授
9	10月17日 (水)	フィールド ワーク	13:30～17:00	八幡・淀の人権ゆかりの地をたずねて	仲尾 宏 京都造形芸術大学客員教授 本郷 浩二 京都外国語大学他非常勤講師
10	10月26日 (金)	講義	13:30～15:00	人口減少社会における社会包摂 —多様な住民が排除されないために—	安里 和晃 京都大学大学院特定准教授
		講義	15:15～16:45	差別戒名	吹田 良忠 妙心寺塔頭・慧照院住職
11	10月31日 (水)	講義	13:30～15:00	全国水平社創立の思想	手島 一雄 立命館大学他非常勤講師
		講義	15:15～16:45	「ちがいのちがいに」からみる普遍性と個性	松波めぐみ センター専任研究員
12	11月9日 (金)	講義	13:30～15:00	人権文化の創造 —人権教育・啓発の法と計画の課題—	上杉 孝實 京都大学名誉教授
		講義	15:15～16:45	雨森芳洲と朝鮮通信使	上田 正昭 京都大学名誉教授
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長 上田 正昭	

※第1回・2回は終了

開催日程 6月19日(火)～11月9日(金) 全12回

時間 午後1時30分～(※受付:午後1時～)

会場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル) ※10月17日(水)のフィールドワークを除く

受講料 1回2,000円(年間20,000円)

【2012年度】

講座・人権ゆかりの地をたずねて

会場が
変わりました

回数 全8回
 曜日 土曜日
 時間 午後2時～3時30分
 (受付は、午後1時30分～)
 場所 ウイングス京都
 (中京区東洞院通六角下る)
 受講料 1,000円(1回)
 * 賛助会員は無料
 * 予約不要、当日受付



地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または
 地下鉄四条駅・阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分

回	月日	講師	テーマ・内容
3	7月21日 (土)	山路 興造 センター第2部長 元京都市歴史資料館 館長	大路小路の暮らし — 木戸と木戸番の居た時代 —
4	9月29日 (土)	仲尾 宏 センター第3部長 京都造形芸術大学 客員教授	朝鮮通信使と淀・鳥羽 — 水陸歷程の地 —
5	10月20日 (土)	秋定 嘉和 センター嘱託研究員 池坊短期大学 名誉教授	京都東南部の生活と人権 — 港・酒・遊所 —
6	11月17日 (土)	馬場 まみ センター嘱託研究員 京都華頂大学教授	服装からみる江戸時代の女性と階層
7	12月15日 (土)	川嶋 將生 センター嘱託研究員 立命館大学衣笠総合 研究機構教授	清水寺と信仰 — 物語のなかの「弱者」 —
8	1月26日 (土)	上田 正昭 研究センター理事 京都大学名誉教授	石田梅岩とこころの学問 — 京都が生んだ心学の先人 —

※第1回・2回は終了

お問い合わせ (公財) 世界人権問題研究センター (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

〈海外の人権紀行〉

ミャンマーの民主化と国民統合

ミャンマー南部の街、コンソ。人口の40%がビルマ族、30%がイスラム教徒の他、少数民族の仏教徒やキリスト教徒など多様な民族から構成されている。5月、ここでは民主化を祝うTシャツやCDなどが売られ、ビルマ族を含めほとんどの人々は民主化を歓迎しているようだ。民主化を進めている現タンセイン政権に対しても批判的で、アウンサンスーチー氏に対する期待が大きいことを実感する。

ミャンマーのこれからの課題の1つは少数民族をも含めた統合・自治問題である。長期化したミャンマー軍と少数民族の対立を避けるため、多くの人々が周辺諸国に移動した。タイとミャンマーの国境に位置するスリン諸島のモッケン族もミャンマーと行き来する少数民族の1つである。タイ政府はこの土地を国立公園化し、観光客を呼び寄せ、モッケンの人々を雇用し、また学校を建設して少数民族にタイ語を習得させる機会を提供した。他方で、タイ国籍は付与せず、移動の自由を制限して人々がバンコクなどへ出稼ぎができないようにしている。主な雇用は漁業と国立公園の観光客への対応などに従事しているが、賃金は最低賃金を下回る額でしかない。少数民族に対するタイ政府の対応は統合と排除の両義的であるが、これはミャンマー国境線沿いの領土を実質化する意図があるかのように映る。

タイには国籍を持たない者が数百万人いるとされている。カンチャナブリ州の国境沿いのある村では、タイの身分証明書を取得できる要件を満たした者であっても、5万円という

法外の手数料を村長に納めなければならない状況になっている。身分を持たない人々が多く居住していることで、不正が横行し、身分取得の価格が高騰している。

アウンサンスーチー氏は5月下旬タイを訪問し、タイに居住する難民や250万人に上るとも言われるミャンマー人労働者に対して直接メッセージを發した。スーチー氏はミャンマー人労働者の労働条件が悪いことを指摘してタイ政府を批判し、近い将来ミャンマーに戻れるよう努力すると述べている。迫害されてきた少数民族に対しても同様のことを述べ、少数民族を含めた国民統合がこれからの課題であることを明確に示している。

少数民族は概して民主化に賛成している。ところが、今後そのまま民主化に移行できるかといえはそうはならないであろう。少数民族、特に辺境に追いやられてきた少数民族は、木材やケシの栽培、薬物の取引などを通じて生活が支えられている。政権やビルマ族に対する敵対心が強い者も多く、もともと民主化や自治独立を目的とした少数民族の中でも、本来の目的を忘れ敵対心が先行している人々も多い。武器を持つことが長期化すればこうした行為が肉体化し、利権化し簡単には武器を手放すことができなくなってしまう。

ミャンマーは経済開発ラッシュを迎える。先進国は経済制裁の解除、多額のインフラプロジェクト、国際投資など、多くの案件をもたらし、国内経済の活性化が期待されている。経済成長の恩恵を、少数民族や海外出稼ぎに出ている人々にも行き渡らせることが出来なければ、武器を持つ少数民族、けし栽培に従事する農民などは生活を変えることができず、民主化と国内の統合は成立しないであろう。

(研究第四部嘱託研究員 京都大学特定准教授 安里 和晃)



▲タイで漁業に従事するミャンマー人労働者



▲ミャンマーとタイを自由に
往来することができるモッケン族の家船



▲家船の中



▲ターク州にある難民キャンプ



▲ミャンマー南端の街、コソン。

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価
各号 1,000円
～1,500円
(5号まで税込・
第6号から税別)

『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,890円(税込)

『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊『グローブ』(研究センター通信)

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
8,610円(税込)

創立10周年記念出版

『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,890円(税込)

『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

『研究紀要』の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp